平成19年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成20年３月、６月　　担当部局名：林野庁企画課
評価書公表時期：平成20年７月

【施策名】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	政策体系上の位置付け　Ⅵ-⑫

【施策の概要＜目指す姿＞】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

【施策に関する目標】

①　林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。

目標　①　望ましい林業構造の確立

〈達成目標〉	〈19年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
(ｱ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体[注1]による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産量　基準値：平成17年度：48%→目標値：平成27年度：60%) (造林・保育面積　基準値：平成17年度：58%→目標値：平成27年度：70%) (ｲ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準値：平成17年度：2,200→目標値：平成27年度：2,600) 〔平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕		（実績値は2010年農林業センサスにより把握）	おおむね有効
指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材） ＜労働生産性が向上すること＞		・素材生産の労働生産性 平成17年度：4.74㎥／人日 →　18年度：5.51㎥／人日（前年度比16%向上） ・国産材の供給量 平成17年：17,176千㎥ →　18年：17,617千㎥（前年比３%増加）	
指標(2) 高性能林業機械[注2]の普及台数 ＜高性能林業機械の普及台数が増加すること＞		平成17年度：2,909台 →　18年度：3,209台（前年度比10%増加）	
指標(3) 森林組合に占める中核組合[注3]の割合 ＜森林組合に占める中核組合の割合が増加すること＞		平成17年度：33% →　18年度：39%（前年度比６ポイント増加）	
指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積[注4]（私有林） ＜森林組合による長期経営・施業受託面積		平成17年度：672,371ha →　18年度：　－　※	

（私有林）が増加すること＞			

※　平成17年度までは森林組合統計によりその年度に契約した長期経営・施業受託面積（フロー）を把握した値としていたが、平成18年度からは森林組合統計の調査内容を見直し、調査時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）を把握することとしたため、値が連続していないことから、今年度は実績値を評価しないこととする。

＜目標達成のための主な政策手段＞

①　施業集約化・供給情報集積事業　【559（0）百万円】

林業事業体が森林所有者に対して森林施業の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業[注5]を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を推進。

②　強い林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立　【6,433（6,990）百万円の内数】

林業生産性の向上を図る施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業体が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立。

＜目標に関する分析結果＞

指標(1)(2)　素材生産の労働生産性が前年度に比べて16％向上していること、国産材の供給量（用材）が前年に比べて３％増加していること、及び高性能林業機械の普及台数が前年度に比べて10％増加しているが、これは関連する政策手段の実施により、素材生産を行う事業体において、高性能林業機械の導入等による低コスト化や事業規模の拡大など、経営の安定化・効率化に向けた取組が進められたことによると考えられる。

指標(3)　森林組合に占める中核組合の割合が前年度に比べて６ポイント増加しているが、これは森林組合の合併構想[注6]の実現に向け実施された財務基盤の充実など経営基盤を強化するための政策手段により、中核組合の育成が図られたことによると考えられる。

以上のことから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられる。

なお、政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。

＜改善・見直しの方向性＞

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられるが、素材生産費は諸外国に比べて依然高コストにあることから、引き続き、施業の集約化に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うこととする。

また、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による事業量シェアを一層増加させるためには、施業の集約化の面的拡大を図るための施策を講じていくことが必要であることから、森林組合等の施業の集約化主体の他に市町村、都道府県、その他関係者が連携して取組を支援する方策について検討することとする。

なお、指標(4)の森林組合による長期経営・施業受託面積については、上記のとおり森林組合統計の調査内容が見直されたところであり、平成19年度実績評価から見直し後の森林組合統計により実績評価を行うこととする。

②　消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。

目標　②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進		
〈達成目標〉	**〈19年目標値〉**	**〈実績値〉**	**〈達成状況〉**
国産材の供給・利用量を拡大する。 （目標：平成27年：23,000千㎥）	**17,070千㎥**	**18,907千㎥ （見込値）**	**（A）**

＜目標達成のための主な政策手段＞

①　強い林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進　【6,433（6,990）百万円の内数】

木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備及び川上川下の連携の構築等を推進する。

②　住宅分野への地域材供給支援事業　【209（0）百万円】

施工性、意匠性等の課題があり地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等について、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発やその普及を支援する。

＜目標に関する分析結果＞

平成19年の国産材の供給・利用量については、18,907千㎥と見込まれ、目標を達成する見込みである。

これは、主に

① 合板分野において、加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となったこと
② 北洋材の輸出が中国向けにシフトする中で、国内の合板製造業の原料調達先として国産材が競争力を持ち始めたこと
③ 国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきたこと
等によるものと考えられる。
なお、政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。

＜改善・見直しの方向性＞
森林・林業基本計画に掲げる目標（平成27年：2,300万㎥）を達成するには、今後とも国産材の供給・利用量の拡大が必要であり、引き続き、需要者ニーズに応え得る国産材の供給体制の構築に向けた取組を行うとともに、消費者や一般企業等に対する戦略的な普及、住宅建築への木材利用の推進や林地残材[注7]など利用が低位な木質バイオマスの利用促進などの需要拡大に向けた取組が必要である。
このため、
① 木材供給については、乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備、邸別配送に対応した物流拠点の整備といった流通の合理化等
② 木材利用については、消費者や一般企業等に対する「木づかい運動」、国産材需要の多くを占める住宅建築への新たな地域材利用技術の開発、地域材を活用した家づくりの普及、地域に賦存する木質バイオマスをエネルギーや製品の原材料として利活用する施設の整備、間伐により発生する木質バイオマスの安定的かつ効率的な収集・運搬・利用システムの構築、合法性等が証明された木材・木材製品[注8]の円滑な供給体制の整備と一般消費者への普及等
を推進していくこととする。

【施策に関する評価結果】

望ましい林業構造の確立については、素材生産の労働生産性の向上等が見られ、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいると考えられるが、国産材の競争力を高め、林業の採算性を向上させるためには、さらに森林所有者への施業提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。
また、国産材の供給・利用量については、木材全体の利用量が横ばい傾向の中で５年連続して前年を上回る見込みであるが、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や環境への付加の少ない木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を一層推進していくことが必要である。
さらに、森林内や林道脇に残されている小径木等の未利用の木質バイオマスの利用を進めるなど、木材の総合的な利用を推進することにより林業・木材産業の活性化につなげていくことが必要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス６パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第２　森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 ４　林産物の供給及び利用に関する目標

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果についてはおおむね妥当であることから、引き続き、森林・林業基本計画に基づく「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る」という目指す姿に向け、「改善・見直しの方向性」及び「施策に関する評価結果」を十分踏まえ、取組を推進されたい。

【政策評価会委員の意見】

・ 経営状態が様々である森林組合を対象として長期経営・施業受託面積の増加の目標を設定するのはいかがなものか。（立花委員（第１回））

・　望ましい林業構造の確立の目標について、センサスが行われる2010年まで実績値が出ないことから、経営体に係る補足的な指標を出すことができないか。（長谷川委員（第２回））

・　国産材の利用が拡大されれば森林整備が進むと思われるので、CO_2の吸収量3.8%の目標を達成する観点から、国産材利用の目標値を上方修正するべきではないか。（合瀬委員（第１回））

1　データ、資料等

目標①　望ましい林業構造の確立

＜目標設定の考え方＞

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから目標とする。

（目標値について）

森林・林業基本計画を踏まえ、

(ｱ)　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアについて、素材生産量で平成17年度48％から平成27年度60％、造林・保育面積で平成17年度58％から平成27年度70％に増加させること

(ｲ)　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を平成17年度2,200から平成27年度2,600に増加させること

を目標値とする。

なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

○　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア

①　素材生産量のシェア

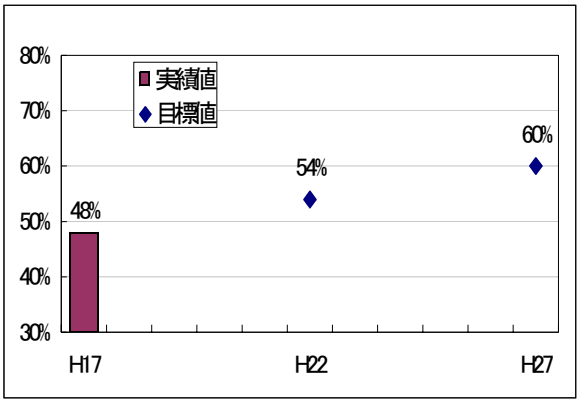

②　造林・保育面積のシェア

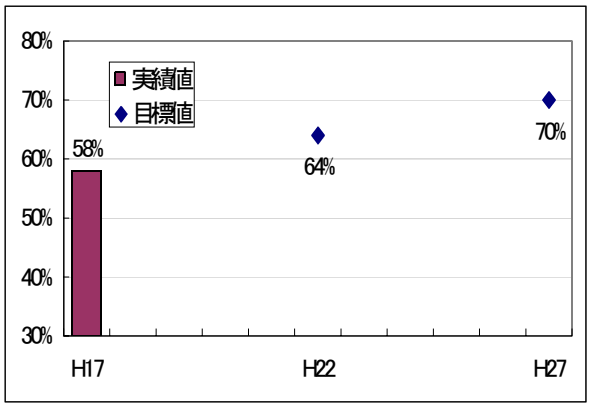

○　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数

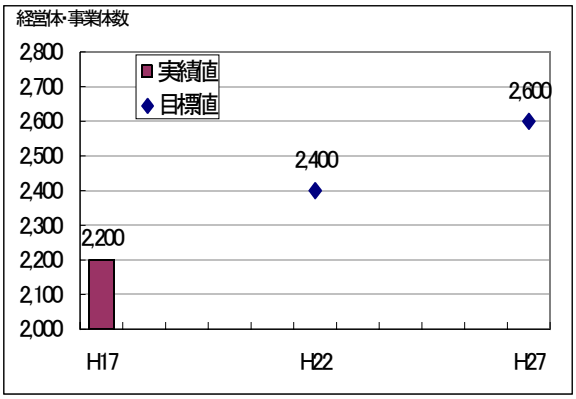

＜参考指標と実績値の推移＞

(1) 素材生産の労働生産性と国産材の

(2) 高性能林業機械の普及状況

供給量（用材）の推移

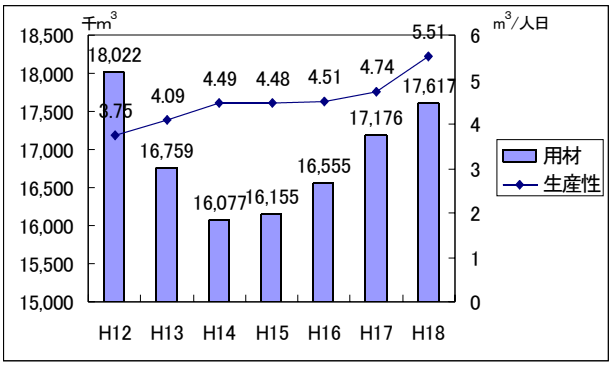

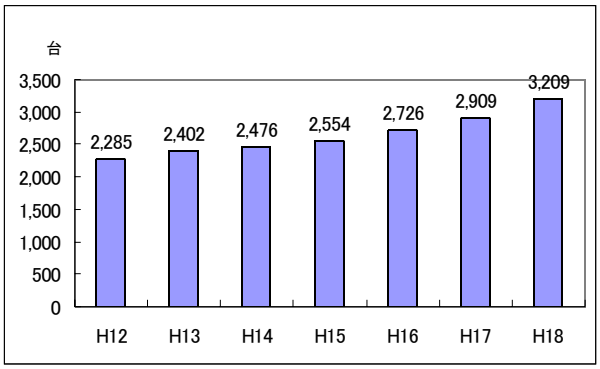

(3)森林組合に占める中核組合の割合

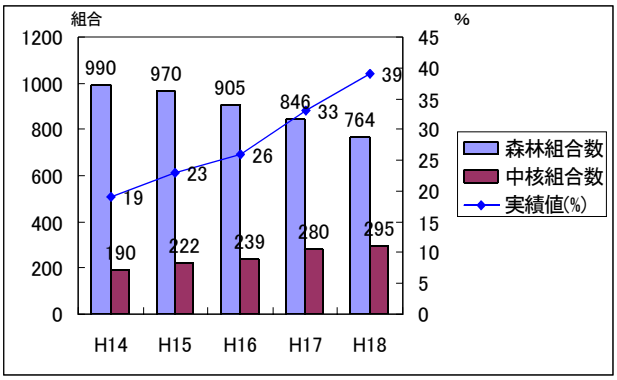

(4) 森林組合による経営・施業の受託状況
（森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林））

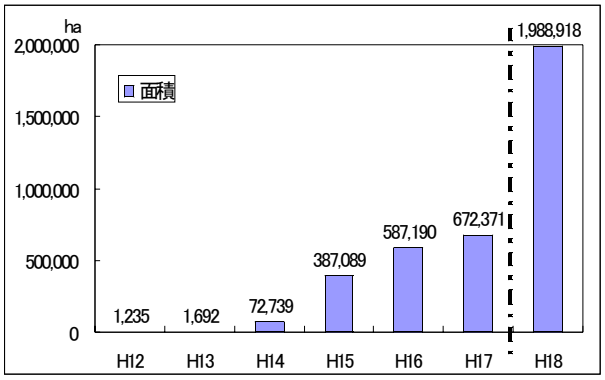

注：平成17年度までは森林組合統計による当該年度に契約した長期経営・施業受託面積（フロー）を実績値としていたが、平成18年度の森林組合統計の見直しにより、調査項目が調査時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）に変更されたため、平成17年度と平成18年度の実績値は比較できない。

（把握の方法）
(1)「素材生産費等調査」、「木材需給表（林野庁）」により実績値を把握。
(2)「林野庁業務資料」により実績値を把握。
(3)、(4)「森林組合統計（林野庁）」により実績値を把握。

＜目標達成状況の判定方法＞
目標(ｱ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアである素材生産量、同じく造林・保育面積、目標(ｲ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数の各目標の達成率の平均値が、90％以上の場合はＡ、50％未満の場合はＣ、それ以外をＢとする。

（達成率の計算方法）
達成率（％）＝（当該年度実績値－基準値）÷（当該年度目標値－基準値）×100

（達成度合いの計算方法）
達成率（％）＝（目標(ｱ)(素材生産量)の達成率＋目標(ｱ)(造林・保育面積)の達成率＋目標(ｲ)の達成率）÷３

（農林業センサスが実施されない年度における判定方法）

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、森林施業等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標(1)～(4)を用いて、総合的に有効性を判定する。

(1)　素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
(2)　高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
(3)　森林組合に占める中核組合の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
(4)　森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること。

【参考データ】

○　主な高性能林業機械の普及台数（機種別）

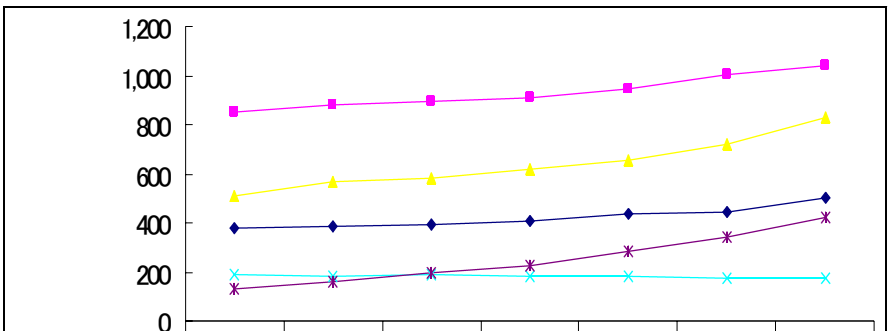

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
ハーベスタ	379	386	394	408	433	442	502
プロセッサ	854	877	895	911	949	1,002	1,042
フォワーダ	509	565	581	617	652	722	828
タワーヤーダ	190	185	186	182	182	174	175
スイングヤーダ	134	160	194	226	284	340	419

注９～13

資料：林野庁業務資料

※（　）の数字は見込値

目標②　木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

＜目標設定の考え方＞

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定する。

（なお、この木材供給・利用量は、
○ 森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保全林[注14]」、「森林と人との共生林[注15]」及び「資源の循環利用林[注16]」の区分にふさわしい森林の施業が実施された場合
○ 今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合
において実現可能なものと位置づけている。）

（目標値について）

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量（目標）は23,000千㎥となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千㎥に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。

＜目標値と実績値の推移＞

国産材の供給・利用量

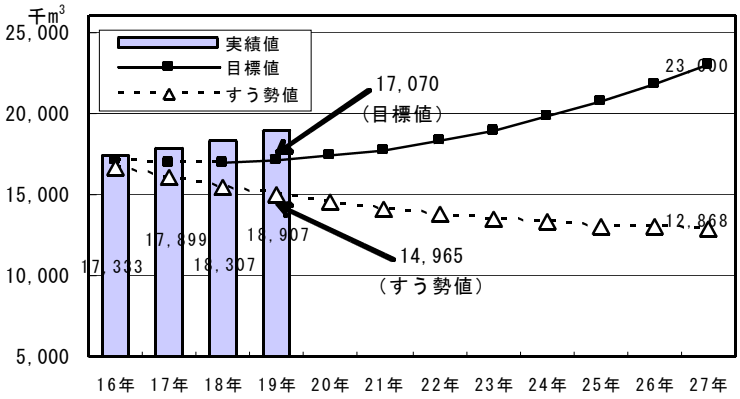

※すう勢値は、従前のとおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

（把握の方法）

木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。

＜目標達成状況の判定方法＞

毎年の目標値を上回った場合をＡ、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をＣ、それ以外をＢとする。

【参考データ】

○国産材の供給・利用量　（単位：千㎥）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
用　　材	16,555	17,176	17,617	(18,218)			
製材用材	11,469	11,571	11,645	9月下旬			
パルプ・チップ用材	4,249	4,426	4,496	9月下旬			
合板用材	546	863	1,144	9月下旬			
その他	291	316	332	9月下旬			
薪 炭 材	169	159	149	(149)			
しいたけ原木	610	565	540	(540)			
合　　計	17,333	17,899	18,307	(18,907)			

注：1)H19は見込値であり、用材については、「平成19年木材（用材）需給実績見込み」（平成20年3月28日公表）の値。薪炭材[注17]及びしいたけ原木[注18]については、H18の実績と同様に推移するものと仮定。
2)数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。
3)用材の「その他」は、構造用集成材[注19]、再生木材[注20]等である。

○製材工場規模別素材入荷量推移　（単位：千㎥、%）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	7,267	6,677	(6,421)	6月下旬			
150～300kw	3,859	3,629	(3,569)	6月下旬			
300kw以上	10,579	10,234	(10,352)	6月下旬			
合　　計	21,705	20,540	(20,342)	6月下旬			
300kw以上の割合	48.7	49.8	(50.9)	6月下旬			

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年～平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数　（単位：人）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	34,709	30,878	(28,449)	6月下旬			
150～300kw	8,768	7,670	(6,939)	6月下旬			
300kw以上	11,641	10,611	(10,001)	6月下旬			
合　　計	55,118	49,159	(45,389)	6月下旬			

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年～平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別生産性推移（素材入荷量÷従業員数）　（単位：㎥/人年）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	209	216	(226)	6月下旬			
150～300kw	440	473	(514)	6月下旬			
300kw以上	909	964	(1,035)	6月下旬			
合　　計	394	418	(448)	6月下旬			

○建築用製材品の人工乾燥材[注21]生産の割合　（単位：%）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乾燥材割合	21.5	22.6	(24.0)	6月下旬			

出典：林野庁業務資料

○集成材[注22]・合板用素材の国産材利用量　（単位：千㎥）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
国産材利用量	1,029	1,341	1,884	9月下旬			

出典：林野庁業務資料

○サンキューグリーンスタイルマーク[注23]使用登録企業・団体数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
登録企業・団体数	72	130				

出典：林野庁業務資料

○国有林の収穫量　（単位：万㎥）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収　穫　量	407	574	599	(709)			

出典：林野庁業務資料

○技術開発成果の活用状況　（単位：課題数）

	H15年度終了課題				H16年度終了課題			H17年度終了課題	
	H16	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H18	H19
実用化されているもの	3	4	4	6月下旬	4	4	6月下旬	3	6月下旬
実用化するための実証展示の段階のもの	3	2	2		6	6		3	
実用化するための予備試験を実施中のもの	2	2	2		3	3		7	
実質的な活用なし									
合　　計	8	8	8		13	13		13	

注：H18年度終了課題無し　　出典：林野庁業務資料

※（　）の数字は見込値。

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数（林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	247	205	221	214			

※「掲載論文数」は、（独）森林総合研究所における掲載数を計上。　　出典：林野庁業務資料

２．用語解説

注１　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体

○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体（林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等）

・林家：所有森林規模100～500haの自営林家（自家労働主体型・施業受託補完型）及び所有森林規模500ha以上の林家（請負労働主体型）→1,300戸

・林業会社：所有森林規模500ha以上の会社→200社
（注）林業経営体：林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等

○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体（他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等）
・造林・素材生産総合型：年間素材生産量5,000m3以上かつ造林・保育300ha以上
・素 材 生 産 主 体 型：年間素材生産量9,000m3以上
・造 林 事 業 主 体 型：年間造林・保育面積400ha以上
合計　1,100事業体
（注）林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等

注２　高性能林業機械　２つ以上の仕事を一つの工程の中でできる機械。

注３　中核組合　健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。

注４　長期経営・施業受託面積　森林所有者等が所有する森林の経営及び施業を５年以上一括して受託している森林の面積。

注５　森林施業　目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

注６　森林組合系統の合併構想　森林組合系統が自主的組織改革運動「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動（森林組合活動２１世紀ビジョン２ｎｄステージ）」において取り組んでいる森林組合の合併計画。

注７　林地残材　立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。

注８　合法性等が証明された木材・木材製品　木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）に沿って合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品。
合　法　性：「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になられたものであること」
持続可能性：「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」

注９　フォワーダ　グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。

注10　スウィングヤーダ　主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。

注11　プロセッサ　林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

注12　ハーベスタ　伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

注13　タワーヤーダ　架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

注14　水土保全林　樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層植生が生育し、落葉等の有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が

		深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。
注15	森林と人との共生林	原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風等を防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり､必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。
注16	資源の循環利用林	樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。
注17	薪　炭　材	薪及び木炭に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注18	しいたけ原木	しいたけ栽培に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。
注19	構造用集成材	ひき板又は小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、長さ、幅及び厚さの方向に集成接着したものが集成材であり、この集成材のうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものを構造用集成材という。
注20	再 生 木 材	丸太又は木くずを機械的に細片化してつくられるパーティクルボードや薄い木片を何層にも交互に重ね熱圧形成したウェファーボード等をいう。
注21	人工乾燥材	乾燥室で人工的に温度・湿度を調節して乾燥させた木材。
注22	集　成　材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。
注23	ｻﾝｷｭｰｸﾞﾘｰﾝｽﾀｲﾙﾏｰｸ	京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。

（注）農林水産省政策評価基本計画
http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf